小学部	一人以上二百四十人以下	2400
	二百四十一人以上	2400＋10×（児童数－240）
中学部又は高等部	一人以上二百四十人以下	3600
	二百四十一人以上	3600＋10×（生徒数－240）

備考

一　中学部及び高等部を置く特別支援学校は、中学部及び高等部の生徒数を合算した数に対応する面積とする。

二　幼稚部、小学部、中学部又は高等部の二以上の部を置く特別支援学校の運動場の基準面積は、幼児、児童又は生徒数を踏まえ、置かれる部の中で最も面積の大きくなる部の面積とする。

○農林水産省令第五十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十二条の三第一項、第十二条の五及び第三十四条の二第二項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十四日

農林水産大臣　野上浩太郎

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指導及び助言の方法） **第二十一条の八**　（略） 2　前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から一週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。 （緊急の命令の方法） **第四十一条の四**　（略） 2　前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から三日以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、三日以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第三号の内容に応じた合理的な期間とする。	（指導及び助言の方法） **第二十一条の八**　（略） 2　前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から二週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、二週間以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。 （緊急の命令の方法） **第四十一条の四**　（略） 2　前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

別表第二（第二十一条関係）

家畜の種類	飼養衛生管理基準
一　牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	（家畜の所有者の責務） 1　家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。 （大規模所有者が講ずる措置） 5　大規模所有者は、以下の措置を講ずること。 (1)　飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。

家畜の種類	飼養衛生管理基準
一　牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	（家畜の所有者の責務） 1　家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。 （通報ルールの作成等） 5　大規模所有者は、飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。